

- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費（単独）を1,000億円増額し、普通交付税で措置
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費」を創設

## 1. こども・子育て政策に係る地方単独事業（ソフト）の確保

・地方独自のこども・子育て施策（例） ※ 主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

子育てしやすい環境の整備（職場環境整備等）

就労要件等を問わずこどもを預けられる取組

幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等

放課後児童クラブに対する独自の支援

産前・産後ケアや伴走型支援の充実

ひとり親家庭等への支援

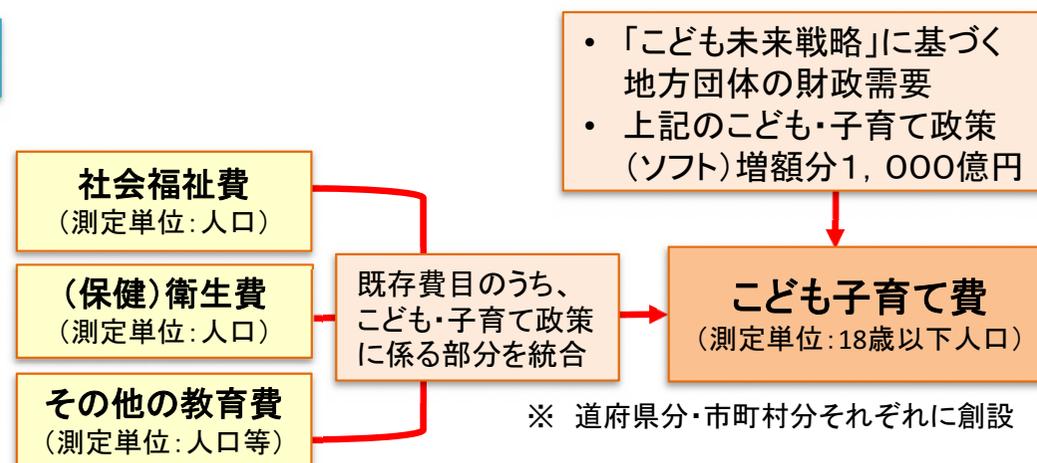
こどもの居場所づくりへの支援

結婚支援

## 2. 普通交付税の新たな算定費目「こども子育て費」の創設

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費」を創設

※ 人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講じる



※ このほか、包括算定経費からも一部移管

# こども・子育て支援事業債の創設

- 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費」を計上し、「こども・子育て支援事業債」を創設

## 1. 対象事業

地方単独事業(こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け)として実施する以下の事業

- ・ 国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- ・ 社会福祉法人等に対する助成を含む

### (1)こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- (例)
- ・ 子育て相談室
  - ・ あそびの広場
  - ・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
  - ・ 子育て親子の交流の場



(相談室)



(あそびの広場)

### (2)子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園 等

- (例)
- ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置
  - ・ バリアフリー改修
  - ・ 園庭の整備(芝生化)
  - ・ トイレの洋式化



(トイレ環境改善)



(園庭の整備、改修)

## 2. 地方財政措置

充当率:90%

交付税措置率:50%(機能強化を伴う改修)又は30%(新築・増築)

## 3. 事業期間

令和10年度までの5年間 (「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間)

## 4. 事業費

500億円